

令和4年10月3日

派遣社員 教育訓練実施計画

株式会社マイオール

キャリアアップ形成支援の目的

派遣社員が段階的かつ体系的に派遣就業に必要な技能及び知識を習得できるように教育訓練を実施し、また、全ての派遣社員がキャリア・コンサルティングを受けられる相談窓口を設置することで、「専門性の向上」「職務の幅の拡大」など派遣社員のキャリアアップ形成に資することを目的とする。

2. 対象者

原則として雇用する全ての派遣社員を対象とする。

尚、以下の派遣社員については、教育訓練の対象を希望者のみとする。

- ・十分な能力を有する者（研究者、情報処理技術者等の有資格者及び専門職）
- ・その契約の当初から1年以上の雇用見込が明らかに無い者

3. 実施について

(1) 教育訓練概要について

教育訓練の実施区分は以下を目安とする（別紙）。

- ・ 1年目 基礎的・共通的な教育訓練を中心
 - ・ 2～3年目 より業務を深める知識、スペシャリストになるための知識の習得等
 - ・ 4年目以降 教育訓練については、任意かつ本人からの希望を前提とし、メンバーの育成などのマネジメントスキル
- ・無期雇用派遣労働者に対して実施する教育訓練は、長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容のものとする。

(2) キャリア・コンサルティングについて

在籍期間、職業の種類等に関係なく全派遣社員の希望に応じ職業設計に関する相談及び支援を事業所単位にて適宜及び随時実施する。

4. 教育訓練の実施時期・頻度・時間

- ・実施時期及び頻度

入職時の訓練も含め、毎年1回以上の教育訓練の機会を提供し、その後、キャリアの節目等の一定期間ごとにキャリアパスに応じた研修等を実施する。

- ・実施時間

派遣社員一人当たり概ね年8時間程度の教育訓練を実施する。

※勤務日数及び勤務時間がフルタイム労働者と比較し短い派遣社員については、フルタイム派遣社員の勤務時間に比例した教育機会と時間数を提供する。

5. 教育訓練の実施方法

教育訓練は以下の方法等で実施する。

- ・eラーニングによる段階的教育訓練の実施
- ・派遣先におけるOJT（派遣先の協力が得られた場合に限る）
- ・人材派遣協会主催の講座等の開催

6. 教育訓練時の勤務上の取扱い

当社が指定した段階的かつ体系的な教育訓練については有給かつ無償で行う。

7. キャリア・コンサルティングの勤務上の取扱い

希望する全ての派遣社員に対し無給かつ無償で行う。

以上